



佐賀県公報

平成20年
8月8日
(金曜日)
第13074号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎佐賀県公益認定等審議会条例施行規則

(六四・総務法制課) 一

告示

○道路の区域の変更

(三一八・道路課) 一

公告

○平成二十年度採石業務管理者試験の実施

(河川砂防課) 二

雑報

○道路整備特別措置法に基づく道路改築工事の完了

(道路公社) 三

○三瀬トンネル有料道路の通行料金の額及び徴収期間の変更

() 四

公布された規則のあらまし

○佐賀県公益認定等審議会条例施行規則(規則第六四号)

1 佐賀県公益認定等審議会の庶務のうち、報告の徴収、立入検査及び質問に
関して、経営支援本部以外の本部等で処理させることができることとした。
(第二条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

佐賀県公益認定等審議会条例施行規則をここに公布する。

平成二十年八月八日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第六十四号

佐賀県公益認定等審議会条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県公益認定等審議会条例(平成二十年佐賀県条例第
二号。以下「条例」という。)第十一条第二項の規定に基づき、佐賀県公益認
定等審議会の庶務に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営支援本部以外の本部等で処理させることができる事項)

第二条 条例第十一条第二項に規定する審議会の庶務のうち規則で定めるもの
は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律
第四十九号)第二十七条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問
とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

◎佐賀県告示第三百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路
の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年八月八日から平成二十年九月八日ま
で佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	変更前 後の別	幅員 メートル
県道 市武諸富線	区間	七・二
	後	九・六
		延長 メートル
		七八一・三

神崎市千代田町崎村字三本杉二
三六八番一地从先から
神崎市千代田町崎村字二本杉二
〇三六番地先まで

神崎市千代田町崎村字二本杉一三六八番一地先から神崎市千代田町崎村字二本杉一〇三六番地先まで	前	一九・三 八、六	七八〇・五
---	---	-------------	-------

○ 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成20年度採石業務管理者試験を次のとおり行います。

平成20年 8 月 8 日

佐賀県知事 古 川 康

1 試験の日時

平成20年10月10日（金曜日）

午前10時から正午まで

2 試験の場所

佐賀市内一丁目1番59号

県庁新行政棟11階「大会議室」（当日の駐車場は、民間駐車場を御利用ください。）

3 試験科目及び出題範囲

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

4 出題形式

(1) 試験は、選択式筆記試験により行います。

(2) 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題17問（7問の必須問題と10問から3問を選択して解答する選択問題）とします。

5 受験願書の交付

(1) 窓口での交付

ア 交付期間

平成20年8月22日（金曜日）から9月19日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）等の閉庁日を除きます。

イ 交付場所

佐賀県土づくり本部河川砂防課

鳥栖土木事務所管理課

唐津土木事務所管理課

伊万里土木事務所管理課

武雄土木事務所総務管理課

鹿島土木事務所管理課

(2) 郵送による請求方法

ア 請求期間

平成20年8月22日（金曜日）から9月12日（金曜日）まで

封筒の表に「採石業務管理者試験願書請求」と朱書きしたうえ、120円切手をはったあと先明記の返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を必ず同封し、下記イまで請求してください。
平成20年9月10日（水曜日）の消印のあるものまで受け付けます。

イ 請求先

郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県土づくり本部河川砂防課総務担当

6 受験申込の方法

(1) 持参又は郵送の場合

ア 提出書類

受験願書、返信用50円切手及び写真（提出日前6月以内に撮影した正面上半身像の横6センチメートル縦8センチメートルのもので、裏面に

撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

イ 受験手数料
8,000円(佐賀県収入証紙によること。)

ウ 受付期間

平成20年9月1日(月曜日)から9月24日(水曜日)まで。ただし、土曜日、日曜日、休日等の閉庁日を除きます。

郵送の場合は、配達記録郵便で郵送してください。平成20年9月21日(日曜日)の消印のあるもので受け付けます。

エ 提出先

郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号
佐賀県土づくり本部河川砂防課総務担当

(2) インターネット申込の場合

ア 申込方法
佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。

イ 受験手数料
7,800円(インターネットバンキング等を利用して支払うことができます。)

ウ 受付期間

平成20年9月1日(月曜日)午前8時30分から9月12日(金曜日)午後5時までに受信したものを受け付けます。

エ 注意事項

インターネットにより申込みをされたときは、あて先明記の返信用はがき(日本郵政公社発行の通常はがき又は50円切手をはった第2種郵便物に該当する通常はがきで裏面が白色無地のもの)及び写真(提出前6月以内に撮影した正面上半身像の横6センチメートル縦8センチメートルのもので、裏面に撮影年月日、申請者ID及び年齢を記載したもの)

を申請日から3日以内に河川砂防課まで提出してください。郵送の場合は、配達記録郵便で郵送してください。申請日から3日目の消印のあるもので受け付けます。

7 問い合わせ先

佐賀県土づくり本部河川砂防課総務担当
電話番号 0952-25-7161

8 合格発表

試験の可否にかかわらず、受験者全員に合格又は不合格の通知を行います。また、県庁本館の正面玄関横にある掲示板及び各土木事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます。(口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。)

受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に河川砂防課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日、休日等の閉庁日を除きます。
なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	県土づくり本部河川砂防課 佐賀市内一丁目1番59号 (県庁新行政棟8階)

○ 雑 報

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第10条第1項の許可を受けた道路の改築に関する工事を次のとおり完了する。

平成20年8月8日

佐賀県道路公社

理事長 坂 井 浩 毅

- 1 路線名 一般国道263号
- 2 有料道路名 三瀬トンネル
- 3 工事の区間 福岡市早良区大字曲淵1195番 1地先から
福岡市早良区大字飯場1000番 4地先まで
- 4 工事の種類 道路改築工事
- 5 工事完了の日 平成20年8月11日

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、三瀬トンネル有料道路に係る通行料金の額及び徴収期間を次のとおり変更するので、同法第25条第1項の規定により公告する。

平成20年8月8日

佐賀県道路公社

理事長 坂 井 浩 毅

1 通行料金の額

(通行1台一回につき 単位：円)

車 種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等
料金の額	300	350	500	850	250	30

(注) (1) 回数券の割引率は、2割以下とする。ただし、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として、回数券の割引率を3割とする。

(2) 障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づき福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していな

い町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg 以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125cc を超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用してする場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）。ただし、営業用の自動車（割賦契約若

しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用してする場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

ロ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第3の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用してする場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)、又はこれらの者がこれらの自動車を所有していな

い場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用してしている場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度
視覚障害 聴覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1 2級及び3級
上肢不自由 下肢不自由 体幹不自由	乳幼児期 以前の非 進行性の 脳病変に よる運動 機能障害	1級、2級の1及び2級の2 1級、2級及び3級の1 1級から3級までの各級
	上肢機能障害	1級及び2級 — 上肢のみに運動機能障 害がある場合を除く。))
自 由	移動機能障害	1級から3級までの各級(— 下肢のみに 運動機能障害がある場合を除く。)
	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機能 障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害	1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 1級から3級までの各級 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級
内 部 障 害		

(3) 自動車等の種類については、別表のとおり。

2 通行料金の徴収期間

昭和61年7月24日から平成42年2月1日

別表

自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘 要
普通車	イ. 小型自動車 ロ. 普通乗用自動車 ハ. けん引自動車が軽自動車等である連結車両	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（夕に該当するものを除く。） 法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、カ、キ又は夕に該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの 法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの、又は被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（2車軸）
中型車	ニ. 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの） ホ. 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの） ヘ. けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの カ又はヨに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両 普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（二に該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（3車軸）
大型車	チ. 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等） リ. けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸）である連結車両 又. 普通貨物自動車（4車軸以上のもの） ル. 連結車両（その他） ヲ. 大型特殊自動車 ヅ. 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両 普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（トに該当するものを除く。） けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ハ、ヘ及びビに該当するものを除く。） 法第3条の大型特殊自動車でボール・トラクタ以外のもの 乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（チに該当するものを除く。）
軽自動車等	カ. 軽自動車 ク. 小型特殊自動車 ク. 小型二輪自動車 シ. 自転車 ソ. 軽車両 ツ. 原動機付自転車	法第3条の軽自動車 法第3条の小型特殊自動車 法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車 法第2条第4項に規定する軽車両 法第2条第3項に規定する原動機付自転車

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年八月八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社